

## 3・7 コンテナ保安問題

### 3・7・1 日本

テロ行為等に使用される疑いのある貨物を特定し、事前に予防対策をとることを目的に、わが国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係わる積荷情報を原則として船積港を船舶が出港する 24 時間前までに電子的に税関に報告する「日本版 24 時間ルール(海上コンテナ貨物に係わる出港前報告制度):JP24」が、平成 26(2014)年 3 月 10 日より開始された。(船協海運年報 2014「3・7・1 日本」参照)

当協会は、本制度の運用開始にあたり、現場サイド(本船、ターミナル、荷主、通関業者等)に JP24 が十分浸透していないことに鑑み、財務省関税局に対して、NVOCC 等への周知徹底および弾力的な運用を求め、同局も了解していた。

しかしながら、運用開始 1 年が過ぎても、特に外地の NVOCC のハウス B/L 情報の未報告事例が散見され、加えて、平成 28(2016)年 5 月から開催予定の伊勢志摩サミットおよび関係閣僚会合の開催に伴う水際対策の強化のため、同年 3 月より JP24 をはじめとする輸入貨物の審査及び検査の運用が強化されたことから現場サイドに混乱が生じた。

このため、当協会は関税局に対し、物流システム幹事会のコンテナ 3 社担当者が中心となり、現場が混乱し貿易手続上の遅延が生じないよう外地 NVOCC に対して JP24 の周知・徹底を図るように改めて要望するとともに、同ルールの改善を求めた。